

沖縄電力株式会社 御中

E e スマート 適用申込書

貴社の特定小売供給約款、E e スマート（要綱）および以下【留意事項】を承認のうえ、次のとおり申し込みます。

【留意事項】（特にご注意いただきたい事項）

- ☐ 電気需給契約の内容について、原則として、電子メールの送信等の電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。
- ☐ 要綱を変更する場合は変更内容のみを、需給契約を契約期間満了後も同一条件で継続する場合は継続される契約期間のみを、それぞれ原則として、電子メールの送信等の電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。
- ☐ 原則、電気ご使用量のお知らせ（検針票）は発行いたしません。電気ご使用量のお知らせおよび請求金額等については、お客さまご自身で当社ホームページ内の「電気ご使用実績照会サービス」にてご確認ください。
＜電気ご使用実績照会サービスのご利用方法について＞
当社にて「電気ご使用実績照会サービス」に登録いたします。ログインに必要な初期パスワードのお知らせハガキを送付いたしますので、当社ホームページから「電気ご使用実績照会サービス」にログインください。
- ☐ 電気ご使用量のお知らせを「検針票」、料金請求を「請求書」で、当社から紙で発行された場合は、書面発行手数料（1 契約種別につき 220 円/月）を料金に加算して請求いたします。
- ☐ 本契約は、スマートメーター（記録型計量器）の取り付けが必要になります。
- ☐ 本契約は、居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有する場合に適用いたします。
- ☐ E e スマートから当社の別の契約種別に変更した後 1 年に満たない場合は、E e スマートでの再契約は行えません。
- ☐ 現在、E e らいふ、E e ホームまたは時間帯別電灯でご契約されているお客さまおよび従量電灯と深夜電力をあわせてご契約されているお客さまが E e スマートにご契約を変更された場合、従前のメニューでの再契約は行えません。
- ☐ 当社の別の契約種別から E e スマートへ変更する場合の適用開始日は、原則、お申込み日直後の検針日※1 となります。なお、別途、電気工事を伴う電気使用申込をされた場合は、同申込における需給開始日といたします。
※1 検針日に変更がある場合、適用開始日もこれに準じます。
- ☐ 支払期日をさらに 20 日経過してなお料金※2 のお支払いがない場合は、需給契約を解約※3 することがあります。また、需給契約の解約後、改めて当社と再契約を行う際には、未払料金の全額をお支払い後に再契約をご希望される旨を申し出る必要があります。
※2 契約変更前の料金も対象になります。
※3 需給契約が解約に至れば、電気の供給が停止されます。
- ☐ この契約種別については、燃料費調整単価の上限の設定はございません。
燃料費調整単価は燃料価格により変動することから、燃料価格が高騰した場合は、「特定小売供給約款」にもとづく電気料金メニューより割高になる可能性があります。

【留意事項】をご確認のうえ、次ページの必要事項をご記入ください。（電気使用申込書（要綱）による申込みの場合を除く）

電 気 番 号 ※新たに電気需給契約を締結する場合は、記入不要です。	画番号	家番号	枝	CD
契 約 者 名	(フリガナ)			
契 約 者 電 話 番 号				
電 気 ご 使 用 場 所				
蓄 熱 式 機 器 の 種 類	☐ 電気温水器 ☐ エコキュート ☐ その他 ☐ 昼間沸上げ形家庭用ヒートポンプ給湯機			
E e プラン（全電化割引） 適 用 希 望	☐ E e プラン適用希望 ※ 全電化に該当する場合にチェックして下さい。			
適 用 開 始 日	お申込みいただいた翌検針日より適用いたします。 ※検針日に変更がある場合、適用開始日もこれに準じます。 ※新たに電気需給契約を締結する場合は、別途適用開始日を設定いたします。			

※以下、ご契約者様以外の方からの申込みの場合にご記入ください。

申 込 者 名 (代 理 人)	(ご契約者様とのご関係：)
申 込 者 電 話 番 号	
備 考	

お 問 い 合 わ せ 先
沖縄電力株式会社（小売事業者登録番号：A0276） 本店所在地：沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号 【コールセンター】 電話番号：0120-586-391 IP 電話：098-993-7777（有料） お問い合わせ時間：月～金 8：30～17：00 （祝日、振替休日、慰霊の日、旧盆〈旧暦7/15〉、年末年始〈12/29～1/3〉を除く） 【ホームページ】 https://www.okiden.co.jp  （沖縄電力ホームページ）